

特定原産地証明書の取得について(於:清水)

平成26年5月日本商工会議所国際部

特定原産地証明書と非特恵原産地証明書との違い

	特定原産地証明書	非特恵(一般)原産地証明書	
利用目的	特恵関税(EPA税率)の適用	L/C要件、通関etc.	
申請方式	電子申請	窓口申請(専用紙にタイピング)	
発給機関	日本商工会議所*	各地商工会議所	
原産性の確認	協定に基づく原産地規則	関税法を準用	
対象国(地域)	協定の締約国	制限なし	

^{*「}経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」に基づき、日本商工会議所は特定原産地証明書の発給機関として経済産業大臣より指定を受けている。

特定原産地証明書発給システムで申請できる協定

〈発効年月日〉

2014年5月現在

日メキシコ協定	2005年	4月	1日
日マレーシア協定	2006年	7月	13⊟
日チリ協定	2007年	9月	3日
日夕イ協定	2007年	11月	1⊟
日インドネシア協定	2008年	7月	1日
日ブルネイ協定	2008年	7月	31⊟
日アセアン協定	2008年	12月	1日
日フィリピン協定	2008年	12月	11⊟
日スイス協定	2009年	9月	1日
日ベトナム協定	2009年	10月	1⊟
日インド協定	2011年	8月	1 🛭
日ペルー協定	2012年	3月	1⊟

(注)日シンガポール協定(2002年11月30日発効)は日本商工会議所ではなく、 各地商工会議所が発給機関のため、上記システムの対象外。

特定原産地証明書取得までの流れ

STEP1	輸出産品のHSコードの確認	
STEP2	特恵税率の有無、税率の確認	
STEP3	各EPAに定められた輸出産品に係る規則等の確認	
STEP4	輸出産品に関する原産性の確認	

(資料作成を含む)

具体的な手続き

STEP5 企業登録

STEP6

原産品判定依頼



同意通知書の提出(※判定依頼者≠発給申請者の場合)



STEP7 発給申請

STEP8

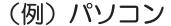
手数料の納付、証明書の受け取り

特定原産地証明書取得手続き

STEP1 輸出産品のHSコードの確認

≪HSコードとは≫

- ・HS条約に基づく統一システムの略称で、産品を輸出入する際の品目分類等に用いる番号。
- 「HS」は "Harmonized Commodity Description and Coding System" の略称。
- ・最初の6桁は全世界共通で、7桁目以降は国により異なる。
- 約5年毎に改訂が行われ、最新のHSは「HS2012」



8 4 7 1 3 0 0 0 0

※EPAでは上から6桁のHSコードを使用



≪EPAにおける輸出産品のHSコードの調べ方≫

- ・ 輸入者を通じて輸入締約国の税関への確認を推奨。
- ・協定により使用するHSが異なる。

HS2002 日スイス・日 ベトナル・ロインド・ログル

HS2007 日スイス・日ベトナム・日インド・日ペルー

特定原産地証明書取得手続き

STEP2 特恵税率の有無、税率の確認

税率の確認

日本からEPAが結ばれている国に輸出をする際には、おもに下記2種類の税率が輸入国で適用される。

MFN税率	EPA税率		
WTO全加盟国、地域に対して、共通に適用される税率。WTO税率とも言う。	EPA締約国に適用される税率。特定原産地証明書を提出することにより、適用。		

《特定原産地証明書を必要としない場合》

- MFN税率がFREE(O%) ⇒ EPAを適用しなくても輸入税がO%。
- MFN税率が5% EPA税率が10% ⇒ EPAを適用しない方が税率が低い (逆転現象) など。

《EPA税率が2つ存在する国》

アセアン諸国のうち、マレーシア、タイ、ブルネイ、フィリピン、ベトナムは、 日本と当該国間で締結した二国間EPAと、アセアン諸国で締結した多国間EPA がある。

※アセアン諸国:インドネシア(注)、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア (注)インドネシアについては日アセアン協定は未発効(2014年5月現在)。

税率のおもな確認方法

- ◆ 輸入者を通じて輸入締約国の税関への確認を推奨。
- ◆ 「世界各国の関税率(World Tariff)」や譲許表を使って税率を調べる。

税率の確認「世界各国の関税率」

日本貿易振興機構の「世界各国の関税率」というWEBSITEでも、税率の確認が可能。日本の居住者であれば、登録することにより無料で利用可能。

※「世界各国の関税率」:http://www.jetro.go.jp/biz/tariff/



Copyright © 2011 JETRO. All rights reserved.

JETRO資料より抜粋

特定原産地証明書取得手続き

STEP3 各EPAに定められた輸出産品に 係る規則等の確認

事前に確認すべき主な規則

• 各用語の定義 原産地規則 ・製造、加工作業の要件を満たさない作業の規定 〈協定本体の • 積送基準 ・輸出に関する義務 第三章付近に記載〉 • 一般規則 etc HSコード毎に定められた原産地基準の主な規則 品目別規則 ①関税番号変更基準 ②付加価値基準 〈大半の協定が附属書 ③加工工程基準 2に記載〉 ※日アセアン・日スイス・日ベトナム・日インド協定 については、「一般規則」と「品目別規則」がある。 原産地規則の実務上の補足 運用上の手続き規則 遡及発給・再発給手続き・軽微な誤りについて $(OP \cdot IR)$ etc

事前に確認すべき主な規則の掲載場所

日商HPから確認可能。 http://www.jcci.or.jp/gensanchi/3.html



※日アセアン協定は、規則が1つ。輸出相手国ごとには存在しない。

★<u>非原産材料</u>を用いて生産される産品の場合⇒品目別規則</u>を確認

品目別規則の見方

(①関税番号変更基準、②付加価値基準)

八四八 八四七九•九〇-八四八〇•七九 八四八一・八〇

(例:日フィリピン協定の場合)

【例】Parts of Cutting Machine(断裁機の部分品) (HSコード:8479.90) はここに該当。

第八四七九・九〇号から第八四八〇・七九号までの 各号の産品への当該各号が属する項以外の

項の材料からの変更

⇒関税番号変更基準(項変更・4桁変更)(1)

原産資格割合が四十パーセント以上であること

(第八四七九・九〇号から第八四八〇・七九号までの 各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

- ⇒付加価値基準(閾値40%以上)②
- 「又は」で結ばれているため、 関税番号変更基準もしくは付加価値基準のどちらか の要件を満たせば、特定原産品となる。

第八四七九・九〇号から第八四八〇 号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更 当該各号以外の号の材料からの変更又は 第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品へ を必要としない 号から第八四八○・七九号までの各号の産品への関税分類の変更 原産資格割合が四十パ 当該各号が属する項以外の 原産資格割合が四十パ の項の材料-56 あること(第八四七九 九号までの各号の産品へ の変更又 九八

品目別規則の見方(③加工工程基準)

(例:日フィリピン協定の場合)

【例】Cotton textile(綿織物)

(HSコード:5208.32) はここに該当。

五一〇八五二二

産品が浸染され、若しくはなせんされること及び第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織されること(第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない)

⇒加工工程基準 ③

※加工工程基準とは、主として繊維製品や一部化学品等に対して用いられる基準で、締約国内で、ある特定の生産・加工工程が実施された場合、その産品に原産資格を認める基準のこと。

でれること(第五二・○八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・○八項から第五二・○七項まで以外の項の材料からの変更(第五二・○四項から第五二・○七項まで以外の項の材料からの変更(第五二・○四項から第五二・○七項までの各項の非原産材料を使用するれ、又は浸染され、若しくはなせんされること及び第五二・○八項を第五二・二二項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国又は東産品が浸染され、若しくはなせんされること及び第五二・○八項を第五二・二二項までの各項の産品への第五二・されること(第五二・〇八項から第五二・二二項までの各項の産品への第五二・第二・○八項から第五二・二二項までの各項の産品への第五二・第二・○八項から第五二・二二項までの各項の産品への第五二・第二・○八項から第五二・二二項までの各項の産品での第五二・二二項までの各項の産品である。

一般規則

STEP1 STEP2 STEP3 STEP4 STEP5 STEP6 STEP7 STEP8 EPAに定められた輸出産品に係る規則等の確認

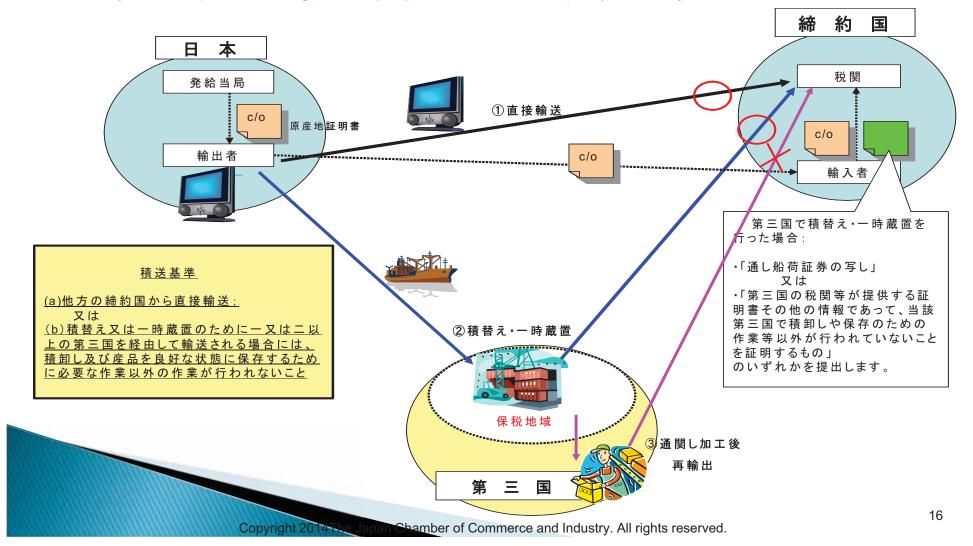
一般規則と品目別規則 がある協定	一般規則(固定)			
	①関税番号変更基準	CTH(項変更・4桁変更)		
日スイス協定 ①か②選択	②付加価値基準	VNM(非原産材料費)60%以下 二原産資格割合40%以上 ※工場渡し価格基準(EX-WORKS)		
日ベトナム協定	①関税番号変更基準	CTH(項変更・4桁変更)		
①か②選択	②付加価値基準	原産資格割合40%以上		
日アセアン協定	①関税番号変更基準	CTH(項変更・4桁変更)		
①か②選択	②付加価値基準	域内原産資格割合40%以上		
<u>日インド協定</u> ①と② <u>両方</u>	①関税番号変更基準 および ②付加価値基準	CTSH(号変更・6桁変更) <u>および</u> 原産資格割合35%以上		

【品目別規則と一般規則】

- ①輸出産品のHS番号が「品目別規則」に存在するか確認。
- ②品目別規則に輸出産品のHS番号がない場合は「一般規則」
 - ※一般規則は原産地規則(協定本体)に記載《後述》

積送基準<貨物の輸送に関して注意すべき事項>

- *直接輸送
- *第三国経由の場合は、積替え・一時蔵置のみ



特定原産地証明書取得手続き

STEP4 輸出産品に関する原産性の確認

輸出産品に関する原産性の確認

- A. 【完全生産品】
 - 締約国(我が国)の領域において完全に得られ、又は生産される産品
 - ◆原材料レベルから生産・育成・採取された産品。
 - ◆典型例は農水産品、鉱物資源。
 - ※農水産品については、品目毎に必要な添付書類あり。
- B. 【原産材料のみから生産される産品】
 - 締約国の原産材料のみから締約国において完全に生産される産品
 - ◆協定の規則を満たす材料(二原産材料)のみで生産された産品。 (最終生産品には非原産材料は使用されていない。)
 - ※インド協定には、「原産材料のみから生産される産品」の考え方はなし。
- C. 【非原産材料を用いて生産される産品】

非原産材料を用いて締約国において完全に生産される産品であって、 「品目別規則」または「一般規則」(※日アセアン、日スイス、日ベトナム、 日インド協定に適用。)およびEPAの原産地規則におけるその他の関連する 要件を満たすもの。

- ◆一次材料に非原産材料を用いて生産された産品。
- ◆典型例は工業品、化学品等。

※日メキシコ、日チリ協定のみ「D」の規定あり。

A. 【完全生産品】 締約国(我が国)の領域において完全に得られ、又は生産される産品

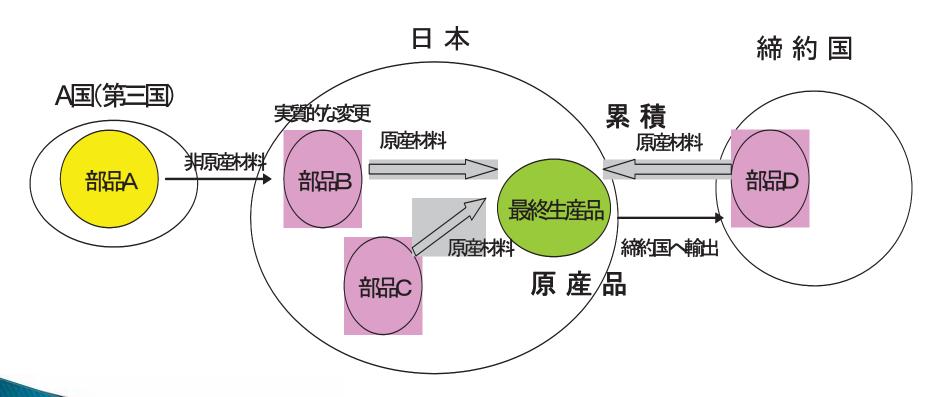
- 〇我が国の領域において生まれ、かつ、成育された生きている動物
- ○我が国の領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集または捕獲により得られる動物
- ○我が国の領域において生きている動物から得られる産品(例:卵、牛乳等)
- ○我が国の領域において収穫、採取または採集される植物および植物性生産品(例:果物、 野菜、切り花等)
- ○我が国の船舶により捕獲される水産物その他の産品
- ○我が国の領海外において我が国の工船上で製造・加工される水産物その他の産品
- ○我が国の領域において抽出され、または得られる鉱物その他の天然の物質(例:原油、 石炭、岩塩等)
- ○我が国が海洋法に関する国際連合条約に基づき、海底またはその下を開発する権利を有 する場所から得られる産品
- 〇我が国の領域において本来の目的を果たすことができず、回復または修理が不可能であり、 かつ、処分または部品もしくは原材料の回収のみに適するもの(例:走行不能の廃車等)
- ○我が国の領域における製造・加工作業または消費から生ずるくずおよび廃品であって、 処分または原材料の回収のみに適するもの(例:生産工程で得られる木クズ、金属クズ等)
- ○本来の目的を果たすことができず、かつ、回復または修理が不可能な産品から、我が国の 領域において回収される部品または原材料(例:走行不能の廃車から得られる古タイヤ等)
- 〇我が国において、上記の産品のみから得られ、または生産される産品



※農林水産品については、品目毎に必要な書類あり。

B. 【原産材料のみから生産される産品】 締約国の原産材料のみから締約国において完全に生産される産品

原産材料のみから生産される産品の例



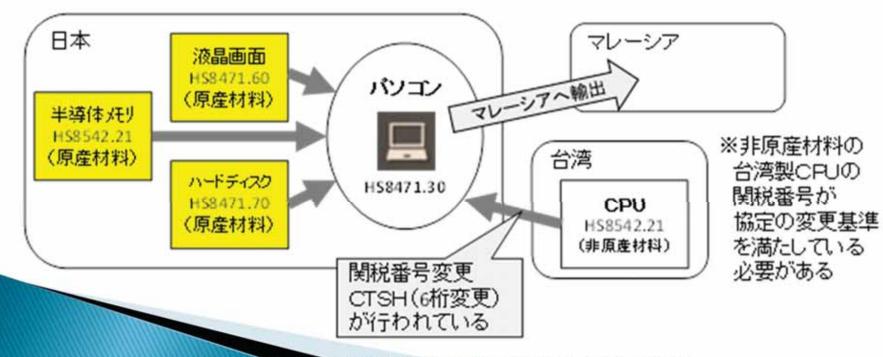
※日インド協定には、原産材料のみから生産される産品の考え方はなし。

HS⊐−ド	名称
2桁変更	「CC」「類変更」
4桁変更	「CTH」「項変更」
6桁変更	「CTSH」「号変更」

関税番号変更基準の(例)

※日マレーシア協定、輸出産品はパソコン(HS8471.30)、CTSHの場合

<パソコン(HS8471.30)の原産地規則> **※非原産材料についてのみ適用となります。**第8401.10号から第8485.90号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更



原産性を判断する資料作成例一 関税番号変更基準 (CTCルール)

関税番号変更基準(CTCルール)利用における対比表の例(AJCEP利用を想定) 作成日: 〇年〇月〇日 ・産品と、使用した「材 原產情報等 HS番号 産品名 HS番号 部品名 単価 料・部品」のHS番号 が、原産地規則で求め 3917 プラスチック製管 られているレベル (こ 3923 プロテクター の例では4桁)で変更 3926 Drive gear されていることを確認 4016 ワッシャー できればよい。 比較してHS番号が 5901 織物製テープ 変更されていること ・非原産とした材料につ 7318 Receptacle を確認! いては、取引書類も原 7318 Tapping screw 産性にかかる書類も必 7318 Nut 要なし。 7318 Class fuse 8 7318 Spounge seal デミニマス (後述) 適 7320 Surge absorbers 用等以外にはコスト情 8544.30 ワイヤーハーネス 7320 報は原則不要。 ばね 8310 サインブレート 8003 PB free Solders(はんだ) 原産材料については、 8533 電気抵抗器 HS番号の記載は原則 8534 印刷回路 不要。 ° 8536 接続子 9607 ファスナー(留め具) 原産材料であっても、 (8443) Tape cartridge 原産(マレーシア) Form AJ(マレーシア発給) 累積。 HS番号の変更が確認 モーター 原産(マレーシア) Form AJ(マレーシア発給) できれば、非原産とみ 「原産(日本)」の部 (8501) 品のため、HS番号 なすことも可能。(こ (8505) フェライトコア 原産(マレーシア) [Form AJ(マレーシア発給) の場合、サプライヤー の変更は不要! (8532) LED 原産(日本) サプライヤーからの資料(●●製作所△△工場) からの資料は不要) (8544)銅線 原産(日本) サプライヤーからの資料(〇〇株式会社△△工場) 【対象産品】生産国:日本、製造場所:●●工場、仕向地:タイ 資料を提出したサプライ 【協定名】日アセアン協定

※累積とは・・・EPA締約国の原産材料Xが、日本で生産される産品Yを生産するために使

材料とみなすことができる規定。

用される場合、産品Yの原産資格の判定に際して、原産材料Xも日本の原産

出典:経済産業省

ヤーも、納入部材に関す

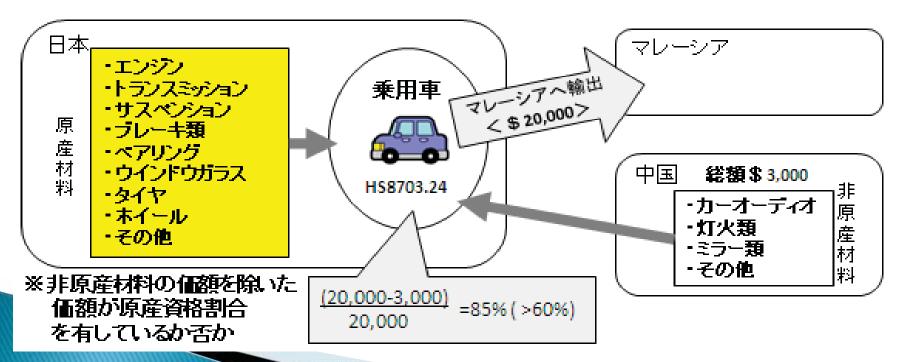
る同様の対比表を作成す

【適用した原産地規則】関税番号変更基準: CTH (4桁変更)

付加価値基準の(例)

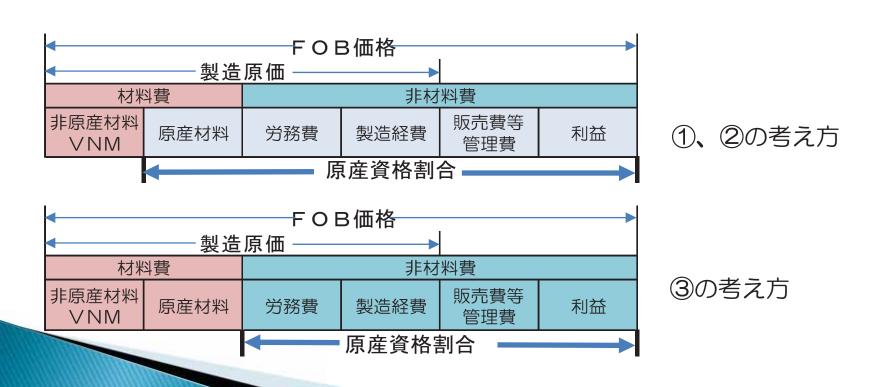
<u>※日マレーシア協定、輸出産品は乗用車(HS8703.24)、原産資格割合は60%以上の場合</u>

<乗用車(HS8703.24)の品目別規則> 原産資格割合が60%以上であること(第8703項の産品への関税分類の変更を必要としない)



※付加価値基準(VAルール)の確認方法には、以下の3つの考え方がある。

- ① 控除方式: (輸出産品の価額ー非原産材料の合計価額)/輸出産品の価額 X 100
- ② 積み上げ方式:原産材料と非材料費の合計価額/輸出産品の価額 X 100
- ③ 非材料費からのアプローチ: (輸出産品の価額-材料費合計価額)/輸出産品の価額 X 100



原産性を判断する資料作成例一付加価値基準(VAルール)

付加価値基準 (VAルール) 利用における計算ワークシートの例 (AJCEP利用を想定)

作成日:O年O月O日

HS ≅ ♥	機品名	FOB養務(出荷儀格)	FDB循格(円換算)	付加価値	非原產材料価格	原產資格割合	基準値
8544.30	ワイヤーハーネス	\$64	¥5,800	¥4,400	¥1,400	76%	40%

>原材料等の構成 (※HS番号の記載は原則不要)

(HS番号)	部品名	原産/非原産	単価	原産情報	価額情報
8443)	Tape cartridge	原産(マレーシア)	¥	Form AJ(マレーシア発輸): 果頓	在庫出庫記録。輸入インボイスの写し
8501)	モーター	原産(マレーシア)	¥	Form AJ(マレーシア発輸): 素績	在車出庫記録、輸入インボイスの写し
8505)	フェライトコア	原産(マレーシア)	¥	Form AJEVEN 750	在車出車記録。輸入インボイスの写し
8532)	LED	原産(日本)	¥	サブラ 一般的な 金銭付所 ムム工権)	1 意記録、取引契約書、国内インボイス
8544)	銅線	原産(日本)	¥	サプラマー製料書(〇〇株式会社△△工権)	在車出車。数引契約書。国内インポイス
		原度材料優格合計	¥1,100		
3917)	プラスチック製管	非原産	¥		単価算出のワークシート、 主を裏付ける台標・伝真、購入インポイス、在算出算影響
3923)	プロテクター	非原産	¥		最優質出のワークシート、数字 具付ける台橋・伝展、購入インポイス、在度出度影響
3926)	Drive gear	非原産	¥		単価算出のウーケシート、数字を取りする台標・伝賞、購入インポイス、在運出車配貸
4016)	ワッシャー	O非原産	¥		最優重出のワークシート、数字を裏付 る台橋・荘原、購入インポイス、在産出席形飾
5901)	植物製テーブ	非原介	¥ · · ·		最高算出のワークシート。 数字を裏付け 台梯・伝真、 購入インポイス、 在軍出席配籍
7318)	Receptacle	非原產	¥	\sim	最高変出のワーケシート、数字を裏付ける。様・伝展、購入インポイス、在変出業を終
7318)	Tapping screw	非原産			単価算出のワークシート。 数字を裏付ける 「戌・伝真、 購入インポイス。 在軍出席配籍
7318)	Nut	非原産		方式の場合、「非原料」の価格1400	単価裏出のワークシート、数字を裏付ける 4・云葉、瞳入インポイス。在車出車を値
7318)	Class fuse	非原産		特定L. FOB価格	業審賞出のリーラシート。数字を裏付ける★ 3・任意、購入インポイス。在室出電影響
7318)	Spounge seal	非原産		00円から1400	単価算出のワークシート、数字を裏付ける+ 一年票、購入インポイス。在産出業を終
7320)	Surge absorbers	非原産	The second second	差し引いて、付加価	最高変出のワークシート。数字を裏付ける · ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
7320)	ばね	非原産		400円 (76%)	単価算出のワークシート。数字を裏付ける「線・伝真、購入インポイス」在算出業を終
8310)	サインブレート	非原産	一 東東	The state of the s	最高変出のワークシート。数字を裏付ける 46-元辰、職入インポイス、作業出席を請
8003)	はんだ	非原産	3	7	単価复出のワークシート、数字を裏付け 台橋・伝真、購入インポイス、在室出車を練
8533)	電気抵抗器	非原産	¥		単語算出のウークシート、数字を裏付 る台橋・伝言、置入インボイス、在室出席影響
8534)	印刷同路	非原産	¥		単価复出のワークシート、数字を書 付る台籍・伝真、購入インポイス、在運出車起籍
8536)	接続子	非原産	¥ · · ·		■装算出のツークシート、数字 操作ける台橋・田頂、購入インボイス、在車出業配籍
9807)	ファスナー(質め具)	非原産	¥		単価算出のワークシート 学を裏付ける会議・伝展、購入インポイス、在軍出車影響
-1.00-00-00 to 0.00		非原座材料価格合計	¥1,400		
上座コスト・新	黄		¥2,700	7	製造原任命
NA			¥400	0	建工作金印刷
食送コスト・ラ	Fヤージ	477	¥200		製造原能明報、国内輸送取引明報、通酬業者取引明報等
		非材料養合計	W3,300	_	
OB価格			W5.800		取引契約書。12年7人の字に、三個出格別標準

- 【対象産品】生産国:日本、製造場所:●●工場、仕向地:タイ
- 【協定名】日アセアン協定 【適用した原産地規則】付加価値基準: VA40%以上

- 控除方式には、原産材料の価額 は出てこないので、控除方式を 用いる限り原産材料単価の根拠 を示す資料は不要。ただし、原 産材料価額を積み上げる場合に は、当該価額の根拠を示す資料 が必要。
- ・控除方式or積上げ方式については、原産/非原産材料の点数、 価格の大小等を考慮し、より簡便な方法を自由に選択可能。
- 材料単価決定方式は、各企業の 採用する会計基準に基づいて決 められる。
- ・積上げ方式のうち、非材料費 (労務費、諸経費、利益等)を 付加価値分に含める場合には、 当該価額を裏付ける資料が必要。

横上げ方式の場合。 まず「非材料費」(①)がVA基準値を超えるか確認する。この場合、3300円の FOB価格に対する割合(約57%)を算 出。この段階で基準値を超えているので、 材料費を計算する必要なし。 超えない場合、「非材料費+準度材料(②)

超えない場合。(非材料費+原度材料(2)) 費」がVA基準値を超えるまで積み上げてし くと簡便!

出典:経済産業省

特定原産地証明書取得までの流れ

STEP1	輸出産品のHSコードの確認		
STEP2	特恵税率の有無、税率の確認		
STEP3	各EPAに定められた輸出産品に係る規則等の確認		
STEP4	輸出産品に関する原産性の確認		

(資料作成を含む)



資料作成完了

 STEP5
 企業登録

 STEP6
 原産品判定依頼 ※輸出者 or 生産者

 同意通知書の提出(※判定依頼者≠発給申請者の場合)

 STEP7
 発給申請 ※輸出者のみ

 STEP8
 手数料の納付、証明書の受け取り